



昭和六十三年三月
各務原市資料調査報告書第九号

慶応二・三年兵賦出府日記

各務原市歴史民俗資料館

慶応二・三年兵賦出府日記

序

ここに『各務原市資料調査報告書』第九号として、「慶応二・三年兵賦出府日記」を刊行できますことを、誠に喜ばしく思います。

「慶応二・三年兵賦出府日記」は、坪内嘉兵衛昌寿が軍役銃手を率いて江戸へ出府した折に、随行した用人永井弘衛が書き留めたものです。嘉兵衛昌寿家は旗本坪内氏の内分分知家の一つで前渡村に居住しており、永井家はその譜代の家来でありました。嘉兵衛昌寿一行は、慶応二年十月十九日に前渡を出発し、東海道を下り江戸に赴きます。そして翌慶応三年五月二日に江戸を発ち、五月十日に清洲に到着します。日記にはその間のこと記されており、江戸滞在中のできことや、幕末の社会の様相の一端を窺い知ることができます。

本書が市民の皆様をはじめ、多くの方々に活用していただければ幸いです。このような古記録に親しむことが、文化財を大切にし文化の香り高い都市づくりへの一助となり、また将来にわたって役立つことを願ってやみません。

おわりに本書を発行するにあたり、御協力御尽力下さいました資料所蔵者をはじめ、関係の方々に厚く御礼申し上げます。

昭和六十三年三月

各務原市教育長

水 野 定 之

慶応二・三年兵賦出府日記

目次

序

凡例

慶応二年

十月十九日	一
十月廿日	一
十月廿一日	二
十月廿二日	四
十月廿三日	五
十月廿四日	四
十月廿五日	五
十月廿六日	七
十月廿七日	七
十月廿八日	七
十月廿九日	八
十月 晦日	〇
十一月朔日	一
十一月二日	一

十一月三日	一二
十一月四日	一三
十一月五日	一四
十一月六日	一五
十一月七日	一六
十一月八日	一九
十一月九日	二〇
十一月十日	二一
十一月十一日	二一
十一月十二日	二二
十一月十三日	二三
十一月十四日	二五
十一月十五日	二五
十一月十六日	二六
十一月十七日	二七
十一月十八日	三〇
十一月十九日	三一
十一月廿日	三一
十一月廿一日	三二
十一月廿二日	三三
十一月廿三日	三三
十一月廿四日	三四

十一月廿五日	四〇
十一月廿六日	四一
十一月廿七日	四六
十一月廿八日	四七
十一月廿九日	四七
十一月晦日	四八
十二月朔日	五一
十二月二日	五二
十二月三日	五四
十二月四日	五五
十二月五日	五五
十二月六日	六一
十二月七日	六二
十二月八日	六三
十二月九日	六四
十二月十日	六五
十二月十一日	六五
十二月十二日	六六
十二月十三日	六六
十二月十四日	六六
十二月十五日	八五
十二月十六日	八六

十二月十七日	八七
十二月十八日	八七
十二月十九日	八八
十二月廿日	八九
十二月廿一日	八九
十二月廿二日	九〇
十二月廿三日	九〇
十二月廿四日	九一
十二月廿五日	九二
十二月廿六日	九三
十二月廿七日	九三
十二月廿八日	九四
十二月廿九日	九五
十二月大晦日	九六

慶応三年

正月 元日	九八
正月 二日	九九
正月 三日	〇〇
正月 四日	〇〇
正月 五日	〇一
正月 六日	〇九

正月 七日	一〇九
正月 八日	一一〇
正月 九日	一一〇
正月十日	一一〇
正月十一日	一一一
正月十二日	一一二
正月十三日	一一二
正月十四日	一一二
正月十五日	一一三
正月十六日	一一三
正月十七日	一一四
正月十八日	一一四
正月十九日	一一五
正月廿 日	一一五
正月廿一日	一一六
正月廿二日	一一六
正月廿三日	一一七
正月廿四日	一一七
正月廿五日	一一八
正月廿六日	一一九
正月廿七日	一一九
正月廿八日	一二〇

正月廿九日	一一一
二月 朔日	一一三
二月 二日	一一四
二月 三日	一一五
二月 四日	一一六
二月 五日	一一七
二月 六日	一二七
二月 七日	一二八
二月 八日	一二九
二月 九日	一二九
二月十日	一三〇
二月十一日	一三一
二月十二日	一三一
二月十三日	一三二
二月十四日	一三二
二月十五日	一三二
二月十六日	一三三
二月十七日	一三四
二月十八日	一三四
二月十九日	一三五
二月廿日	一三六
二月廿一日	一三六

二月廿二日	一三六
二月廿三日	一三七
二月廿四日	一三七
二月廿五日	一三八
二月廿六日	一三八
二月廿七日	一五四
二月廿八日	一五四
二月廿九日	一五五
二月三十日	一五六
三月 朔日	一五九
三月 二日	一五九
三月 三日	一六〇
三月 四日	一六〇
三月 五日	一六一
三月 六日	一六一
三月 七日	一六二
三月 八日	一六三
三月 九日	一六四
三月十日	一六五
三月十一日	一六五
三月十二日	一六七
三月十三日	一六七

三月十四日	一六七
三月十五日	一六八
三月十六日	一六九
三月十七日	一六九
三月十八日	一七〇
三月十九日	一七一
三月廿日	一七二
三月廿一日	一七二
三月廿二日	一七三
三月廿三日	一七三
三月廿四日	一七三
三月廿五日	一七三
三月廿六日	一七四
三月廿七日	一七四
三月廿八日	一七四
三月廿九日	一七八
四月 朔日	一八一
四月 二日	一八一
四月 三日	一八二
四月 四日	一八二
四月 五日	一八四
四月 六日	一八五

四月 七日	一八六
四月 八日	一九一
四月 九日	一九二
四月十日	一九三
四月十一日	一九四
四月十二日	一九五
四月十三日	一九六
四月十四日	一九六
四月十五日	一九七
四月十六日	一九七
四月十七日	一九八
四月十八日	一九八
四月十九日	一九九
四月廿 日	一九九
四月廿一日	一九九
四月廿二日	二〇〇
四月廿三日	二〇〇
四月廿四日	二〇〇
四月廿五日	二〇一
四月廿六日	二〇三
四月廿七日	二〇三
四月廿八日	二〇四

四月廿九日	二〇五
四月晦日	二〇五
五月朔日	二一〇
五月二日	二一一
五月三日	二一一
五月四日	二一二
五月五日	二二四
五月六日	二二四
五月七日	二二五
五月八日	二二五
五月九日	二二七
五月十日	二二七

积文

編集後記

千支早見表

凡 例

一 本報告書は、旗本坪内氏の内分分知家の一つである前渡の坪内嘉兵衛昌寿が江戸に出府した際、同行した用人の永井弘衛が記録した日記を活字化したものである。

一 原史料は、前渡西町の富樫優王氏から、各務原市歴史民俗資料館に寄託されたものである。

一 収録にあたっては、できるだけ原本に忠実になるように努めたが、漢字は原則として「常用漢字表」に基づき、また古体・異体・略体文字は現行正字体に改めた。また、助詞は原則としてかなに統一した。

一 虫損等により判読が困難な場合は、その字数を□で示し、字数の推定が不可能な場合は、□ □ で示した。

一 読みやすくするため、本文中に適宜読点「、」を付した。

一 史料の判読および校正等は、歴史民俗資料館学芸係長齋藤文彦、同係員宮崎憲二・畑佐かやの、同嘱託佐藤浩子・星野文子・辻佳子が担当し、岐阜大学松田之利教授にご指導いただいた。

一 友川者美也桂卿方河

古不立

一 世夜焉降了覽七所河

一 吉田者向金協也 和由夜河の事大行柳治河使也

一 多由河は言新造夜河也 多由河は新造河也 夜河は

一 多由河は言新造夜河也 多由河は新造河也 夜河は

一 多由河は言新造夜河也 多由河は新造河也 夜河は

一 多由河は言新造夜河也 多由河は新造河也 夜河は

一 荒井者紀國也 八半河河云創 遊河河云河

河澄文也

世

右之之役也

作内方之方

之方之方

作初之流之方之士之南人教之通南十九之在斯法列
老務部之方海村之方之江之委上之方之方之方
作内方之方之方之方之方之方之方之方之方之方之方

卷之二 高年十月十九日

作内方之方之方

國

作内方之方

作内方之方

右之通之方之方之方之方之方之方之方之方之方之方

少くも此の法を以て其の旨を以て其の旨を以て

此

持田の如く

之りて

右の如く

作あり流少く主を南人殺す是江三巻目其下り以て

于 即 國 新 事 亦 遠 所 通 亦 あり 為 後 け 以 ち

慶應三年十月十九日

持田の如く

箱根

即 國 新

以 善 人 中

右三例ノ通テ先例トナリ
右三例ノ通テ先例トナリ
右三例ノ通テ先例トナリ
右三例ノ通テ先例トナリ

右三ノ通テ

一 右三例ノ通テ先例トナリ
一 右三例ノ通テ先例トナリ
一 右三例ノ通テ先例トナリ
一 右三例ノ通テ先例トナリ

右三ノ通テ

一 川崎島紀西ヤ右三例ノ通テ

右三ノ通テ

たし勝財は身変分らりぬ未嘗く私法を脱らし誠意有
り蓋し御縁は長らくして御意の中らりぬ一切を以て
善業修むる事なり

一 令書近 伊豆守格 一 令書近 右方守格

勅物係係 勅書守格

一 令書近 知得守格 一 令書近 伊勢守格

宮の御三指が勅書係 宮内御三指係
于御凌

一 令書近 中御守格

于御凌

一 令書近 右方守格 一 令書近 少納言守格

十一月朔辰丑

一 四附
一 札

令之而極其南方極其西之有之也

一 十月而自之及之流至其方内候之流極其

自其

一 乙巳

一 屬極其田所之所自田島其也之 一 乙巳

一 流極其田所之所自田島其也之 一 乙巳

一 令之而極其也

一 軍八市田島島海陸之海軍

四、未定

一 伊豆之牙橋河合

一 楠木河合 船橋 合之河合 河合河合河合

一 船橋河合河合河合河合河合

一 天野河合河合河合

一 船橋河合 平島河合河合河合河合

一 船橋河合河合河合河合

一 船橋河合河合河合

一 軍八市田島島海陸之海軍

一 秘名古抄名軍八の始末

入目申候

一 田島甚七右衛門軍八の侍と明吉の尉と此の始末事候
四段の書之 平治源平の事候月令文書成事候
所事候之所候事候事候

一 源頼朝 治承水天宮源平兼備の始末事候
事候事候月令事候

一 事候

仔細事候事候事候

源頼朝源頼朝

平山源平の始末

三月三日 夜九時 江戸

一 大坂 急行電車

三月五日 舟

一 船橋 江戸橋 船客 天明 船橋 江戸 供養 舟 江戸 船客

船客 船橋 江戸

一 船橋 船客 天明 船橋 江戸 供養 舟 江戸 船客

江戸 船客 天明 船橋 江戸 供養 舟 江戸 船客

一 船橋 船客 天明 船橋 江戸 供養 舟 江戸 船客

船客 天明 船橋 江戸 供養 舟 江戸 船客

一 船橋 船客 天明 船橋 江戸 供養 舟 江戸 船客

船客 天明 船橋 江戸 供養 舟 江戸 船客

船客 天明 船橋 江戸 供養 舟 江戸 船客

一 時五五換台流少く、今来の湯水は、通て去る分南を
 二 爲成り、地盤も、初め代々、今より、是の代、今より、能代、今より、
 三 照鏡、代々、今より、今より、今より、今より、今より、今より、
 四 後、今より、今より、今より、今より、今より、今より、
 五 毎南、今より、今より、今より、今より、今より、今より、
 一 地、今より、今より、今より、今より、今より、今より、

月明流地制打也和

一 南表夜玉

三ツ

一 夜火築和

二本

右一通一少自來自燒筒一業此以乃能後運

培
十月

坪因未

南

一 右品流炮洲修一

尾

友村

右一古先年
大納之

一 船橋 江橋 湯屋 湯屋 湯屋 湯屋

十日 十日

- 一 世及九之府 神田 湯所 湯所 湯所 湯所
- 一 船橋 道口 船橋 道口 船橋 道口
- 一 流下 抱入 流下 抱入 流下 抱入
- 一 宮川 三斤 代八 久吉 上 經合 三吉 成方 湯屋
- 一 船橋 田口 湯屋 湯屋 湯屋 湯屋
- 一 湯屋 湯屋 湯屋 湯屋 湯屋 湯屋

十日 十日

一 軍少くは始末甚だ出欠

一 清浦は海河田中も往く不明と直に往く物も村

へ行くも多し程想ふ如く出欠も多し

一 小川が谷氏 頼吉之命も一決之程程供仕る如

く我新南軍大行す其時より後吉も坐之弁令

之程取持系ら内中より大行南へも渡す其時久

由る内合格取法之如く也後取持系より内中

一 久吉も其公取持系

十一了印

